

2024年9月5日

東京都人事委員会
委員長 中西 充 様

東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合
執行委員長 中嶋 祥子
東京公務公共一般労働組合
中央執行委員長 齋藤 誠一
(公印省略)

2024(令和6)年度人事委員会勧告にむけての要請書

東京都で働く職員の労働条件の改善にむけた貴職のご努力に敬意を表します。

8月8日に人事院勧告が行われ、昨年に続き官民較差により月例給と一時金の引上げ、初任給の改善が勧告されました。同時に、中高年齢層や再任用職員の例月級引上げはわずか1%台に留まるなど、異常な物価高騰が続いている一方、実質賃金が上がっていない現状においては生活改善には不十分です。正規職員に対する生活改善の必要性は無論のこと、会計年度任用職員の処遇改善も急務です。

2020(令和2)年度に会計年度任用職員制度が導入され、期末手当支給が始まり、今年度から勤勉手当支給も始まりました。しかしながら、常勤職員と会計年度任用職員間の賃金格差や休暇制度にみられる不合理な格差については、まだまだ抜本改善が必要な実態です。

こうした下で、例年10月に行われる人事委員会の給与等の勧告にむけた調査や集計が行われていますが、私たちは今年の勧告に注目しております。

今年の人事委員会勧告では下記の事項について、勧告・報告・意見等に盛り込み、会計年度任用職員の処遇改善が図られるよう強く要請するものです。

記

1. 東京都の職場で働く会計年度任用職員の生活改善につながる賃金の引き上げとなるよう、国を上回る水準での給与勧告を行うこと。
2. 正規職員の給与が引き上げ改定になった際は、会計年度任用職員に対しても正規職員と同様に4月に遡及して改定し、差額支給を行うよう勧告すること。
3. 会計年度任用職員の報酬について、正規職員の給料表に格付けを行うよう勧告すること。
4. 正規職員と同様の経験加算制度を設けるよう勧告すること。

5. 常勤職員との間で不合理な格差のある休暇制度について、改善するよう勧告すること。特に、病気休暇の有給化の最低基準日数を設けるよう勧告すること。
6. 会計年度任用職員の処遇改善に関わり、登録職員団体との意見交換の場を定期的に設けること。

以上

〈組合連絡先〉

東京公務公共一般労働組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

電話:03-5395-5255 / Fax:03-5395-5139

Eメール:kimatuzaki5255@gmail.com(松崎)